

別表1（第3条関係）

PPA又はリース契約に係る契約内容の要件

	要件
①	当該事業によって得られる環境価値のうち、需要家へ供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
②	太陽光発電設備又は太陽光発電設備及び蓄電池を導入するサービスのいずれかであること。
③	太陽光発電設備及び蓄電池設備（以下「導入設備」という。）が故障した場合に、PPA又はリース契約期間中は設置事業者により、速やかに交換又は修理が行われるものであること。
④	設置事業者の都合により当該契約を遂行できなくなった場合、需要家に不利益が生じないような契約となっていること。
⑤	PPA又はリース契約に係る契約期間満了後は、次に掲げるいずれかとなるものであること。 ア 導入設備の需要家への無償譲渡 イ 契約期間の更新 ウ 導入設備の撤去